

平成 29 年 3 月 30 日

日本電子債権機構株式会社

## 電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程および 電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程の一部改正について

### 1. 改正趣旨

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 にしかわ てつお 西川 哲夫、以下「当社」）は、平成 28 年に成立した電子記録債権法の改正法（以下「改正法」）において、電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を認める記録機関変更記録の手続が制定されたことを受けて、改正法への対応方法を検討しておりました。

今般、当社は、改正法への対応方法を決定し、業務規程の一部改正の改正日および改正内容について、主務官庁からの認可を受けましたので、以下の通りお知らせいたします。

#### (1) 電手決済サービス

当社は、当社の電手決済サービスについては、記録機関変更記録の取扱いを認める方向で準備をしております。もっとも具体的な対応に当たっては、システム改修等に係る準備期間が必要であるため、当社が取扱いを開始するのは、改正法の施行日（平成 29 年 4 月 1 日）より後になり、改正法の施行日後、当面の間は記録機関変更記録を取り扱わないことといたします。

これに伴い、当社の「電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程」に、当面の間の措置として、記録機関変更記録を取り扱わない旨の規定を後述 2. (1) のとおり新設いたします。

#### (2) ローンサービス

当社は、当社のローンサービスにおいては、記録機関変更記録を取り扱わないことといたします。

これに伴い、当社の「電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程」に、記録機関変更記録を取り扱わない旨の規定を後述 2. (2) のとおり新設いたします。

### 2. 業務規程の改正点

#### (1) 電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程

記録機関変更記録をしない旨（業務規程第 20 条第 1 項第 3 号新設）

電手決済サービスにおいては、記録機関変更記録（電子記録債権を電子債権記録機関間で移動させる記録）をしないことに伴う新設。

(2) 電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程

記録機関変更記録をしない旨（業務規程第条第 18 項第 1 項第 3 号新設）

ローンサービスにおいては、記録機関変更記録（電子記録債権を電子債権記録機関間で移動させる記録）をしないことに伴う新設。

3. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日から施行いたします。

以 上